

運輸安全マネジメントに関する取組

平成18年10月の運輸マネジメント導入に伴う道路運送法の一部を改正する法律が施行されました。「輸送の安全性を確保すること」は運輸事業者の当然の責務ですが、今回の改正法の施工により安全確保の義務が明確にされました。当社としては以前にも増して安全・安心なバス会社を目指し、社長以下全社員が一丸となって輸送の安全性を確保する為に次のとおり取り組んでまいります。

1、 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 社長および役員は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し全社員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させることをはじめとし社内において輸送の安全の確保について主導的な役割を果たしてまいります。
また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえ、社会的責任を果たします。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定(Plan)・実行(Do)・点検(Check)・改善(Act)のPDCAサイクルを確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。
また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

2、 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

- ・ 重大事故ゼロ (自動車事故報告規則第2条に規定する事故)
- ・ 有責事故ゼロ (保険金支払いの100%責任がある事故)
- ・ 交通違反ゼロ (交通法規に違反して反則告知を受けること)

《令和2年度達成状況》

重大事故 0件

有責事故 0件

交通違反 0件

《令和2年度 年間スローガン》

『プロとしての誇り・責任を持ち、安全・安心を守ります』

(1) 事故防止・接客向上強化月間を設定

- 4月～6月 スクールゾーン・横断歩道の安全通過
発進時、車線変更時の車間距離確保による事故防止
※子どもと高齢者の事故防止
※ゆとり運転と車間距離確保
お客様へ接客向上強化
※「ありがとうございました」の一言で感謝を伝えよう
- 7月～9月 観光地駐車場等における後退事故抑制
※バスガイドとの連携による後退事故防止
お客様へ 接客向上強化
※「安全・安心・快適なバスの旅」宣言
- 10月～12月 発車時におけるお客様り着席確認・シートベルト着用案内
※お声掛け、発車時の車内確認の徹底
お客様へ 接客向上強化
※真心・笑顔・おもてなし
- 1月～3月 交差点における事故防止強化
※交差点手前での減速運転の励行
お客様へ 接客向上強化
※鹿児島島の観光資源+あなたの温かさ

3、自動車事故報告規則第2条に規定する事故統計

令和2年度 自動車事故報告規則第2条第4号に該当する事故 0件

4、輸送の安全に関する重点施策

当社は、輸送の安全に関する方針に基づき『安全は全てに優先する』をスローガンに掲げ、次に掲げる事項を実施してまいります。

- (1) 輸送の安全確保が最も重要であるという認識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守する
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努める
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予備措置を講じる
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、車内において必要な情報を伝達・共有する
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施する

5、 令和3年度 輸送の安全に関する計画

《令和3年度 輸送の安全に関する目標》

- ・重大事故ゼロ（自動車事故報告規則第2条に規定する事故）
- ・有責事故ゼロ（保険金支払いの100%責任がある事故）
- ・交通違反ゼロ（交通法規に違反して反則告知を受けること）

《令和3年度 年間スローガン》

まず、自分から「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って

- ①横断歩道は、歩行者優先
- ②通学路等では、児童・生徒の安全を確保
- ③夕暮れ時は、前照灯を早めに点灯

交通事故防止活動計画・接遇向上強化月間計画を策定し特に以下の項目に重点的に取り組めます。

4月～6月 厳正なる点呼の実施と事故防止

※確実な点呼の実施

※スクールゾーン・横断歩道の安全通行

かもしれない運転で、子どもの飛び出しを予測して

7月～9月 観光地駐車場等における後退事故抑制

※バスガイドとの連携による後退事故防止

10月～12月 厳正なる点呼の実施と事故防止

※運行指示書の確実な伝達と指示

1月～3月 高速道路での事故防止

※制限速度と適切な車間距離保持

6、 輸送の安全に関する教育および研修の計画

4月 バスを運転する心構え

5月 バスの運行の安全、乗客の安全を確保するために遵守すべきこと

6月 バスの構造上の特性

7月 乗車中の乗客の安全を確保するために留意すべき事項

8月 乗客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項

9月 運行路線・経路における道路及び交通の状況

10月 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法

- 11月 運転者の運転適性に応じた安全運転
- 12月 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因とこれらへの対処方法
- 1月 健康管理の重要性
- 2月 安全性の向上を図るための装置を備えるバスの適正な運転方法
- 3月 ドライブレコーダーを利用した安全運転
ドライブレコーダーの記録の共有・活用

《その他事故防止対策の充実》

- (1) 運転適性診断(3年に1回受講)の活用及び個別指導
- (2) 救命救急講習の実施
- (3) 災害を想定した避難訓練の実施
- (4) 労基法・改善基準告示教育の指導実施

《その他事故防止対策の充実》

- (1) 安全方針の事務所等への掲示
- (2) 安全方針等を記載した携帯カードを全ての職員に配布
- (3) 自社・他社事事故事例の収集分析、防止策、対応策の周知徹底
- (4) 運転手のヒヤリハット体験報告に基づく情報の共有化、注意箇所の周知徹底
- (5) 無事故無違反表彰の実施

7、 輸送の安全に関する内部監査結果・措置内容

実施日: 令和2年1月20日(月)

監査員: 代表取締役社長 菊永 浩

- 監査内容:
- 1.運輸安全マネジメントの運営状況
 - 2.情報伝達及びコミュニケーションの確保
 - 3.事故等に関する情報の報告、対応
 - 4.関係法令等の遵守の確保
 - 5.安全教育の実施

《監査結果・措置内容》

適正に行われている

8、 安全統括管理者

菊永 浩 (代表取締役社長)

9、 安全管理規定

※別紙「有限会社ほたる観光 安全管理規定」の参照